

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願者	付 託 委員会	結果
1	R5.5.23	「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」の採択を求める請願について	島根県歯科医師連盟 会長 内田朋良	環境厚生	採択 R5.7.6
2	R5.6.13	「地方財政の充実・強化を求める」請願	全日本自治団体労働組合島根県 本部 執行委員長 須田 晋次	総務	採択 R5.7.6
3	R5.6.19	日本国憲法第一章第一条の条文は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあります。御皇室を敬愛し大切に思うことは、我が国の保守派の思想的背景において最も重要なことであります。 従軍慰安婦強制連行説を唱える勢力は、多くの場面で我が国に「性奴隷制」があったかのような主張をし、御皇室を貶める意図をもって活動をしています。御皇室を貶めることは、日本国民の名誉を毀損するだけでなく、我が国の体制に対する重大な挑戦でもあるのです。 平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「性奴隷制」があったことを認める前提で作成されており、これを基にして政府に出された意見書も同様のものです。したがって無効とする決議を求めます。	島根県立大学 名誉教授 豊田有恒 日本会議島根 会長 倉井毅 画家・教育評論家 野々村直通	総務	不採択 R5.7.6
4	R5.9.8	「健康保険証の廃止」中止撤回と現行の保険証を残すことを求める請願	島根県社会保障推進協議会 会長 高取 謙次	環境厚生	不採択 R5.10.5
5	R5.9.13	平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”は「戦前の我が国には性奴隷制があった」という前提で作成されており、これを基にして政府に出された意見書（文中では「当該意見書」と記します）も同様のものです。 「性奴隷制」という事実無根の概念は、御皇室を貶める意図をもって使われており、容認することはできません。これらを撤回もしくは無効とする決議を求める請願を不採択とする理由は河野談話しかないようですが、河野談話は強制連行すら認めたものではありません。それにも関わらず「あった可能性は否定できない」「ひとりもやってませんなんて」などと、具体例を一切示さず言い募る論理性は、我が国と御皇室を意図的に貶めようとする反日勢力のそれと同じものであり、近代刑法の大原則である罪刑法定主義の理念に背くものです。したがって速やかな無効とする決議を求めます。	島根県立大学 名誉教授 豊田有恒 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通	総務	不採択 R5.10.5
6	R5.12.4	平成25年6月26日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は米国グレンデール市の慰安婦像の記念碑に刻まれた文章と同趣旨のものです。 平成29年2月、日本政府はこの慰安婦像と碑文に対する反論文を米国連邦最高裁判所に提出しました。その文中には次のように記されたものがあります。「日本政府は十分に歴史上の事実を調査してきたので、グレンデール市の碑文に記載されている歴史上の記述の正確さに強く異議を唱える。」 この事実から解釈できることは、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は日本政府の見解に反しているということです。 したがって平成25年6月26日、島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」ならびにこれを基に作成し政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。	ジャーナリスト(ロサンゼルス地区 日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通	総務	不採択 R5.12.21
7	R6.2.15	「健康保険証の廃止の撤回を求める意見書」の採択を求める請願	島根退職者連合 会長 石橋 富二雄	環境厚生	不採択 R6.3.14

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願者	付 託 委員会	結 果
8	R6.2.26	<p>韓国では現在、慰安婦強制連行の有無についての判断は、司法も世論も割れていますが、好転しつつあります。</p> <p>2023年10月、韓国最高裁判所は朴裕河氏が著書「帝国の慰安婦」で「河野談話は強制連行を認めているわけではない」と記しましたが無罪としました。しかし同年11月韓国ソウル高裁では別の裁判で、戦時中の慰安婦動員を「日本政府による強制的な拉致行為」とする判決が出されました。</p> <p>我が国では政府が強制連行説をすでに否定していることもあり、世論の一部において「強制連行説」を認める勢力はあるものの、司法の場ではその説が認められたこともなく、提起されることもなくなりました。</p> <p>このような現状のもと、島根県議会が慰安婦問題について採択された請願とこれを基に政府に提出された意見書は「強制連行説」を認めるものであり、これらを撤回もしくは無効とされないことは、韓国側に間違ったメッセージを送り続けていることとなります。</p> <p>このことは韓国側の世論の正常化の妨げになり、朴氏が懸念されるように日韓関係の今以上の打撃となるのです。</p> <p>したがって、平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野真由美</p> <p>米国医学博士 住山 弘</p> <p>日本会議島根 会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.3.14
9	R6.2.27	<p>带状疱疹予防ワクチン(シングリックス)の任意予防接種費用に対する公費助成制度創設並びに定期接種化について</p>	<p>全国膠原病友の会島根県支部 支部長 村上ひろみ</p>	環境厚生	採択 R6.3.14
10	R6.6.12	<p>地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する請願</p>	倉八 勝明	総務	不採択 R6.7.3
11	R6.6.14	<p>昨年10月26日、韓国世宗大学教・授朴裕河氏の著書「帝国の慰安婦」が名誉棄損罪に問われた上告審判決で、最高裁は審理をソウル高裁に差し戻し、本年4月12日ソウル高裁は逆転無罪の判決を言い渡しました。</p> <p>この判決に対して、検察側は同月19日の期限までに再上告しなかったため、朴教授の無罪は確定しました。</p> <p>朴氏は「帝国の慰安婦」のなかで、日本軍の道義的責任は問うものの、強制連行説を否定しています。</p> <p>令和元年6月定例会で、私どもの請願に反対の立場を代表し、日本共産党の議員からは次の発言がありました。</p> <p>「日本軍慰安婦問題は、日本が起こした侵略戦争のさなかに植民地に行っていた台湾、朝鮮、中国などで、女性たちを強制的に集め、性行為を強要した非人道的行為であり、1991年から本格的に行われた日本政府による調査を始め司法の場での繰り返しの事実認定においても、既に明らかになっていることであります。」</p> <p>この発言が事実であるとすれば、ソウル高裁が朴教授に無罪の判決を言い渡すはずがありません。</p> <p>慰安婦問題の本質は、強制連行の有無です。総務委員会で度々繰り返された「ある発言(強制連行と売春を同列に置く発言)」は、本質的な論点を見えにくくし、女性の人権の軽視であり、戦没者の名誉を貶め、我が国に性奴隷制があったものとし、韓国の竹島領有権の主張に与し、日米韓の離間を目論む勢力に手を貸すものです。</p> <p>平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を再検証されたうえで、撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野真由美</p> <p>米国医学博士 住山 弘</p> <p>日本会議島根 会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.7.3
12	R6.6.14	<p>訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について</p>	<p>島根県自治体労働組合総連合(しまね自治労連)</p> <p>執行委員長 塩治 隆彦</p> <p>しまね介護福祉ユニオンBONDS</p> <p>執行委員長 石田 忍</p>	環境厚生	採択 R6.7.3
13	R6.6.15	<p>「地方財政の充実・強化を求める」請願</p>	<p>全日本自治団体労働組合島根県本部</p> <p>執行委員長 須田 晋次</p>	総務	採択 R6.7.3

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	付 託 委 員 会	結 果
14	R6.9.18	<p>本年7月10永田町の星陵会館で「第三回慰安婦問題を巡る国際シンポジウム2024」が開催されました。ハーバード大学のラムザイヤー教授をはじめ、韓国からは李栄薫氏、金柄憲氏ほか、日本からは西岡力氏、福井義高氏など多くの識者が参加されました。当日のプログラムと講演内容の概略を記した資料から見てくる「慰安婦問題における論争」は、新たな段階に入ってきたことを十分に理解させるものでした。資料には河野談話について「重大な欠陥がある」との指摘がされているだけです。河野談話は強制連行説も性奴隷説も認めたものではなく、単なる政治的妥協の産物です。</p> <p>島根県議会の慰安婦問題の議論は、河野談話を唯一の拠り所とする「強制連行説・性奴隷説」の領域に囚われ、本質的な議論に向き合おうとしない、頑迷固陋というべきものであり、無責任であると指摘できるものです。</p> <p>令和3年3月9日の総務委員会では次のような発言がありました。(詳細は本文中に記しています) 「河野談話の、旧日本軍のもんが、いわゆる従軍慰安婦という施設の設置に関与したことは否定はできないと」</p> <p>このような根拠の乏しい論理性で、平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を、再検証をすることもなく「性奴隷制」を認め続けることは我が国の安全保障を脅かすことにもなるのです。撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.10.9
15	R6.9.19	子どもたちの豊かな学びを保障するための取組みを求める請願書	島根県教職員組合 執行委員長 吾郷 聡	総務	採択 R6.10.9
16	R6.9.19	島根原発2号機再稼働中止を求める請願	島根県民主医療機関連合会 会長 眞木高之	防災地域 建設	不採択 R6.10.9
17	R6.9.19	「再審法改正を求める意見書」採択について	島根県弁護士会 会長 桐山 香代子	総務	採択 R8.7.2
18	R6.11.20	<p>そもそも韓国が「いわゆる従軍慰安婦」を問題にしはじめたのは、1992年1月、朝日新聞が取り上げて以降のことです。また河野談話が強制を認めたように読めるのは、韓国側が選定した元慰安婦とされる16人の女性の証言が信憑性のないものにも関わらず、日本側が「嫌だったのなら強制性があった」ことにしたからです。</p> <p>もし、強制連行が実際に行われていたとしたら必ず目撃証言があるはずですが、韓国では強制連行を見た、聞いたという人が一人もいないにも関わらず、その矛盾点についてはまったく触れられていません。</p> <p>ところが島根県議会が平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」には「日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり、」と河野談話から逸脱した嘘が書かれているのです。</p> <p>強制連行の有無が本来の論点であったものが、「性奴隷制度」という突拍子もない虚偽に飛躍しているのです。</p> <p>制度とすればそれは国家体制の問題となり、強制連行の有無とは別次元のイデオロギー性の強いものにすり替えた論理となり、対応を誤れば国益を毀損し、御皇室を貶め、将来の世代に禍根を残す重大な問題となります。</p> <p>平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表) 天野真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村直通</p>	総務	不採択 R6.12.19
19	R6.12.2	安定ヨウ素剤の事前配布率を上げるために新潟方式の導入の検討を求める	さよなら島根原発ネットワーク 芦原康江	環境厚生	趣旨採択 R6.12.19

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者	付 託 委員会	結 果
21	R7.2.25	<p>昨年12月、前駐豪特命全権大使山上信吾氏と、オーストラリア在住時にストラスフィールド市公有地への慰安婦像の設置計画を阻止された山岡鉄秀氏が、「歴史戦と外交戦」という共著を出版されました。</p> <p>そのなかで山岡氏は、慰安婦像の設置反対意見にオーストラリア人やアメリカ人が賛同してくれた理由を、「相手方の歴史問題の土俵に乗らず、自分たちで土俵を作り戦った」と述べています。</p> <p>平成25年6月26日、島根県議会は「日本軍慰安婦問題が性奴隷制の問題」と書かれた請願を採択されています。この事実は「相手が用意した歴史問題の土俵に乗り」、あろうことか「相手側と共に我が国を糾弾する側に回った」と解釈できるものです。</p> <p>国内では政府内はもとより世論においても、性奴隷説や強制連行説は嘘であったと決着はついています。私どもの十年間にわたる請願書に対し、「性奴隷制説」を撤回しない理由として説得性のあるものはなく、むしろ問題発言というべきものが繰り返されただけでした。このことは議事録を見れば分かることです。</p> <p>このような状況のなか、島根県議会は、相手方が準備した土俵から、一旦降りるべきではないでしょうか。</p> <p>平成25年6月26日付の「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」を採択され見直そうともしない姿勢は、道徳的劣等民族の県として、我が県の尊厳を未来永劫貶めてしまうことになります。というのも全国の県議会レベルでの慰安婦決議を残しているのは、島根県議会だけです。</p> <p>よって速やかな撤回もしくは無効とされる決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村直通</p>	総務	不採択 R7.3.13
22	R7.6.13	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を求める請願	<p>島根県民主医療機関連合会</p> <p>会長 眞木 高之</p>	環境厚生	採択 R7.7.2
23	R7.6.16	「地方財政の充実・強化を求める」請願	<p>全日本自治団体労働組合島根県本部</p> <p>執行委員長 須田 晋次</p>	総務	採択 R7.7.2
24	R7.6.16	<p>令和5年10月5日、島根県議会は「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」を可決され政府に提出されました。以来、この意見書を理由に私どもの請願書に見向きもしない姿勢を示されるようになりました。</p> <p>しかしこのような趣旨の意見書を政府に提出されるのであれば、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」と、これを基にして政府に提出された意見書を撤回もしくは無効とする決議をされてから、新たな意見書を提出されるという筋道を辿るべきでした。</p> <p>その理由は、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」は、「我が国には性奴隷制があった」とするものだからです。何の根拠もなく、我が国の歴史を非人道的なものと決め付けたままの現状で、「日本政府の責任において、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと」という要望は、より深刻な誤解を生む危険性を孕んだものになってしまうからです。</p> <p>したがって平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村 直通</p>	総務	不採択 R7.7.2

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年月日	件 名	請願者	付 託 委員会	結 果
25	R7.9.18	<p>島根県議会は令和5年9月議会で「未来志向の日韓関係構築に関する意見書」を採択され、政府に向けて提出されました。それ以来、この意見書の存在を理由に私どもの請願書に全く向き合って戴けなくなりました。この意見書には「日本政府は慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこと」といった要望が書かれていますが、日本政府はすでに外務省のホームページで慰安婦問題についての見解を明確にしています。こういった経緯を見れば、島根県議会の意見書によって政府が新たな見解を出す見込みはあり得ません。</p> <p>今回の請願書では、日本人自らが「戦時中の我が国に性奴隷制があった」などと認めてしまうことを放置すれば、将来の子どもたちの心に癒しがたい傷を負わせてしまうという視点から作成しました。</p> <p>大切なことですので、請願書の内容に真摯に向き合い議論をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>そのうえで、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村 直通</p>	総務	不採択 R7.10.9
26	R7.12.2	政府に所得補償(直接支払い)制度の実現を求める請願書	<p>島根県農民運動連合会</p> <p>会長 田食 道弘</p>	農林水産 商工	趣旨採択 R7.12.19
27	R7.12.2	<p>島根県議会は2005年(平成17年)、2月定例議会で、「2月22日を竹島の日」とする議員提案条例「竹島の日を定める条例」を賛成多数で可決されました。</p> <p>そして2013年(平成25年)6月定例会では、「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願(以後、慰安婦決議と記します)」を採択されました。</p> <p>このふたつの決議は、無関係のように見えますが、実態は慰安婦決議が「竹島の日を定める条例」の正当性を著しく阻害するという、極めて理不尽かつ深刻な状況を招いています。</p> <p>なぜなら、米国を始めとして世界中に慰安婦像が建てられたきっかけは、島根県議会の「竹島の日を定める条例」であるという事実は、島根県庁「竹島問題研究会」座長の下條正男拓殖大学教授が多くの論文で明確に指摘しておられ、また時系列的に検証しても肯けるものだからです。</p> <p>その慰安婦問題について、島根県議会が事実無根の慰安婦強制連行説を是認することは、我が国における慰安婦と竹島の両問題の解決を、決定的に不可能に導くものです。</p> <p>慰安婦問題には、政府と同じ姿勢で臨まなければ、竹島・慰安婦の両問題の解決はあり得ません。</p> <p>ご議論のうえで、平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書を無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村 直通</p>	総務	不採択 R7.12.19

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	付 託 委 員 会	結 果
28	R8.2.24	<p>島根県議会が平成25年6月26日付で可決採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”には慰安婦問題を「性奴隷制の問題」とであると、絶対に容認してはならない虚偽が記載されています。</p> <p>そして、その請願の採択の取り消しを求める私共の請願への反論として最も多かったのが、「河野談話を否定できないとするならばあった可能性があったわけだから謝罪しなければならない」というものです。</p> <p>強制連行や性奴隷の有無が議論の焦点であるにも関わらず、「性奴隷制の問題」と決め付け、可能性があったから謝罪をするという行為は、事実認定という原因の特定と立証を無視したものです。</p> <p>これは民主主義国家の公的機関が、絶対に採用してはならない論理であり、証拠が無くとも日本人犯罪を捏造できるという前例を、島根県議会が残すことになります。</p> <p>そして令和5年9月議会では「未来志向の日韓関係に関する意見書」を可決され、国に提出されました。</p> <p>今回の請願書は、令和元年6月議会から提出させていただいた私どもの請願書に対する議論の内容を、再検証し、令和5年の意見書については、議論を回避するためだけのものと、改めて指摘いたします。</p> <p>平成25年6月26日付で採択された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”とこれを基にして政府に出された意見書を無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村 直通</p>	総務	不採択 R8.3.12
29	R8.6.10	「地方財政の充実・強化を求める」請願	<p>全日本自治団体労働組合島根県本部</p> <p>執行委員長 須田 晋次</p>	総務	採択 R8.7.2
30	R8.6.16	<p>平成25年6月議会で島根県議会が採択された請願は「慰安婦問題は性奴隷制の問題」などと、慰安婦強制連行説という嘘をより一層悪質な嘘に作り上げています。そしてそれを理由に「日本政府は河野談話を踏まえ、その内容を誠実に実行すること」、という具体的に何を求めているのか分からない意見書を出しています。</p> <p>仮に日本政府が根拠の無い事案で公式に謝罪をすれば、そのような卑屈な国は国際社会で信頼されなくなるでしょう。そして海外に建つ慰安婦像を容認したものとの誤解を生み、国際社会で日本悪玉論を展開する勢力に加担することになります。</p> <p>それは将来の世代を苦しめることになり、ひいては我が国の安全保障に深刻な事態をもたらすことになります。</p> <p>歴史認識の歪みは、当事国ではない他国との関係性をも歪んだものにしてしまいます。</p> <p>民主主義国家の間で確かな安全保障政策を構築するためには、「信頼しうる国である」ことが最も重要です。</p> <p>平成25年6月26日に採択した「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」および、これを基にして作成され政府に提出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美</p> <p>米国医学博士</p> <p>住山 弘</p> <p>日本会議島根</p> <p>会長 倉井 毅</p> <p>画家・教育評論家</p> <p>野々村 直通</p>	総務	不採択 R8.7.2

令和5年度から令和8年度の請願の議決結果

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	付 託 委 員 会	結 果
31	R8.9.17	<p>島根県議会は、「鳥取県との参議院選挙区の合区は、島根県民の民意を国政に十分に反映できない」として、その解消を国に求めています。</p> <p>「島根には島根固有の民意があり、その声を国政に届ける代表者が必要である」、という民主主義の重要な理念からすれば、合区解消の要望は当然のことであり、そのためには、島根県議会自身が、県民の代表機関として、過去の重要な意思決定についても検証し、県民に説明する責任を果たす必要があると考えます。</p> <p>島根県議会が真に県民の民意を代表するのであれば、慰安婦問題のように歴史認識、外交、竹島問題などが密接に絡む重要な問題についてこそ、異なる意見を排除せず、公の場で議論するべきです。</p> <p>合区の解消も、慰安婦問題を解決することも、そして議会という場で県民が納得するように議論を進めていくことは島根県だけでなく国や、未来の日本を担う子供たちのために必要なことです。</p> <p>島根県議会が平成25年6月26日に採択された、「日本軍『慰安婦』問題への誠実な対応を求める請願は決定的な根拠を失ったことを確認する」という決議を求めます。</p>	<p>ジャーナリスト(ロサンジェルス地区日本語TV代表)</p> <p>天野 真由美 米国医学博士 住山 弘 日本会議島根 会長 倉井 毅 画家・教育評論家 野々村 直通</p>	総務	不採択 R8.10.9